

1. (設置目的)

超高齢社会を迎える日本にとっては、介護の中核を担う介護福祉士の養成と確保は喫緊の課題である。介護福祉士には、利用者が住み慣れた地域で、自分らしく日常生活を継続するために、ニーズを把握する力と、それに対応する能力が求められている。そこで当会では、介護福祉士の質の向上と後継者育成、ならびに介護従事者の確保を図るため本実務者研修を実施する。

本研修は、平成23年改訂の「社会福祉士及び介護福祉士法」により、平成28年度第29回以降に行われる介護福祉士国家試験の受験資格（3年以上の実務経験に加え実務者研修修了を要する）に対応する。

2. (事業者の名称)

社会福祉法人 上越老人福祉協会

3. (実施位置)

(1) 事業所所在地

新潟県上越市上真219番地

(2) 実施場所

新潟県上越市西城町1丁目12番17号

4. (修業年限・開講期間)

(1) 6カ月 6月1日～11月30日

(2) 3カ月 7月1日～9月30日

5. (募集定員)

30名 (15名×2クラス)

6. (養成課程、履修方法)

(1) 実務者研修 (通信課程)

(2) 実務者研修受講時間数450時間を受講する。

但し、研修別受講免除が受けられる。(「18. 受講免除科目の取扱い」を参照)

7. (学年、学期、休業日)

学年、学期は特に定めない。

休業日は次のとおりとする。ただし、学校長が必要と認める場合には休業日を変更することがある。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 年末年始 12月29日～ 1月 3日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

8. (申込時期)

- (1) 4月 1日 ～ 5月15日
- (2) 5月 1日 ～ 6月15日

9. (受講資格)

- (1) 令和7年1月以降に介護福祉士国家試験受験を希望する者。
- (2) 介護の仕事に就業を希望する者、介護に関心のある者。

10. (受講者の決定)

受講者の選考は行わず申し込み順に受け付け、受講を決定する。また、必要に応じて面接・選考を行い、受講を決定する。なお、定員になった時点で受け付けを締め切る。

11. (受講手続)

- (1) 所定の申込書に必要事項を記載の上、申込期日までに郵送または持参で申し込む。
申込先 〒943-0101
新潟県上越市上真砂219番地
社会福祉法人 上越老人福祉協会
電話025-520-2121
- (2) 事業者は、受講を決定した者へ「受講決定通知書」を送付する。
「受講決定通知書」を受け取った受講者は、受講料を所定の振込用紙により、指定された期間内に納入する。(振込手数料は受講者が負担する)
- (3) 受講料は一括納入または分割納入(2回)とする。分割納入を希望する者は申し込み時に申請し、初回を開講前に納入(半額以上)し、事業者が指定する日までに完納する。
- (4) 受講料納入を確認した後、テキストを発注し受講者へ送付する。分割納入希望者へは、初回の納入を確認した後、テキストを発注し送付する。

12. 在籍年限

在籍年限は、2年以内とする。

13. (退学、休学、復学、卒業)

疾病、事故、その他やむを得ない事由により受講の継続が困難となった場合は、本人の申告により法人経営会議にて退学・休学を認める。

復学を希望する場合は、教員と協議の上で復学の可否を決定する。ただし、定員を超える場合、希望のコースに復学はできない。

14. (受講料)

受講のための費用は別表1-1のとおりとする。

15. (受講料の返還)

納入された受講料は、原則として返還しない。ただし、所定の期日までに受講辞退の申し出があった場合は、一定の事務手数料を差し引いた額を事業者規程により返還することとする。また、その際の振込手数料は、受講者負担とする。

《返還額》

受講辞退の申し出日	返還額	事務手数料※
テキスト発注の前まで	受講料の全額	2,000円
テキスト発注日～開講日の前日	受講料の半額	2,000円
開講日以降	なし	

※ 事務手数料ならびに返還時の振込手数料は返還額から差し引くこととする。

16. (教職員の組織)

教員1名以上、事務職員1名

17. (学習の評価及び課程修了の認定)

各科目の全ての課題を提出していること、及びスクーリングの全日程に出席していることにより、評価し課程修了を認める。

18. (受講免除科目の取扱い)

訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、介護職員初任者研修、認知症実践者研修、喀痰吸引等研修の修了者、および介護福祉士が本研修を受講する場合、別表2-1のとおり科目の免除を行うものとする。

19. (個人情報の取扱い)

出願の際に記入していただいた個人情報は、選考結果通知、申込手続きとこれらに付随する事項を行うために使用する。個人情報の管理には万全を期す。

20. (賞罰)

事業者は次の各号の一に該当する者について、受講を取り消すことができる。

- (1) 納入すべき受講料を所定の期日までに納入しない者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
- (3) 社会福祉法人上越老人福祉協会の名誉を傷つけた者、若しくは不利益な行為をした者

21. (その他)

この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、法人理事長が別にそれを定める。

附則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。